

鹿教義第652-1号  
令和2年12月24日  
(特別支援教育室扱い)

各市町村教育委員会教育長 殿

鹿児島県教育委員会教育長

移行期における学校間連携の充実について（通知）

このことについて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が就学，進学後も充実した学校生活を送ることができるようにするためには，学校間において確実に引継ぎを行い，切れ目なく支援を受けられるようにすることが大切です。

つきましては，別紙の「移行期における学校間連携の基本的な考え方」について，貴所属職員及び貴管下の各学校に周知を図り，特別な支援を必要とする幼児児童生徒の移行期における学校間連携の更なる推進に努めてくださいますようお願いいたします。

【連絡先】

特別支援教育室 新條

電話 099-286-5296

F A X 099-286-5669

E-mail tokubetusien@pref.kagoshima.lg.jp

鹿教義第652-2号  
令和2年12月24日  
(特別支援教育室扱い)

各県立学校長 殿

教 育 長

移行期における学校間連携の充実について（通知）

このことについて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が就学、進学後も充実した学校生活を送ることができるようにするためには、学校間において確実に引継ぎを行い、切れ目なく支援を受けられるようにすることが大切です。

ついては、別紙の「移行期における学校間連携の基本的な考え方」について貴校職員への周知をお願いします。

**【連絡先】**

特別支援教育室 新條

電 話 099-286-5296

F A X 099-286-5669

E-mail tokubetusien@pref.kagoshima.lg.jp

※ 本文書の文書管理表上の分類記号：「I-0-0（支援総括）」

## 【別紙】

### 移行期における学校間連携の基本的な考え方

下記の事項を踏まえ、特別な支援を必要とする幼児児童生徒の引継ぎを確実に行うこと。

#### 1 引継ぎを行う必要のある幼児児童生徒

##### (1) 幼稚園、小学校及び中学校並びに義務教育学校

- 特別支援教育支援員による配慮や支援を受けている幼児児童生徒
- 通常の学級において担任若しくは教科担任等の配慮や支援を受けている幼児児童生徒

##### (2) 小学校及び中学校並びに義務教育学校

(1)の児童生徒に加えて、下記に該当する児童生徒については特に十分な引継ぎを行うこと。

- 特別支援学級に在籍する児童生徒
- 通級による指導を受けている児童生徒
- 中学校又は高等学校の受検の際に、合理的配慮の提供を求め、実際に提供を受ける児童生徒

#### 2 引継ぎに用いる文書について

下記の文書等により確実に引継ぎを行うこと。保護者の意向等により個別の教育支援計画や移行支援シートの作成が難しい場合は、個別の指導計画を指導の記録として確実に引き継ぐこと。

- 個別の教育支援計画
- 個別の指導計画
- 移行支援シート
- 各学校（園）で作成した引継ぎ資料

#### 3 留意事項

- 引継ぎについては、可能な限り入学までの間に行うこと。
- 個別の教育支援計画及び移行支援シートを引継ぎ資料として用いる場合、保護者の了承を得ることが原則であることから、引継ぎに係る保護者への理解・啓発を計画的に行うこと。
- 引継ぎを受けた全ての学校は、教職員の共通理解を確実にに行い、校内支援委員会等で支援内容・方法等について検討を行うとともに、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成し、指導及び支援の充実を図ること。
- 高等学校においては、卒業後の進学先、就職先と連携を図り、移行支援シートや就職支援シート等を活用した引継ぎに努めること。
- 特別支援学校においては、より一層の引継ぎに努めるとともに、特別支援学校のセンター的機能を発揮し、地域の学校間の連携を積極的に支援すること。